

会員限定

2018年8月度
金融マーケティング研究会
2018年8月23日(木)

仮想通貨制度の現状と 今後の動向について

講師：金澤 浩志


弁護士法人中央総合法律事務所パートナー弁護士

講師：高橋 瑛輝

弁護士法人中央総合法律事務所アソシエイト弁護士

講師：江藤 寿美怜

弁護士法人中央総合法律事務所アソシエイト弁護士

 金財情報システム「金融マーケティング研究会」事務局

CONTENTS

目次

仮想通貨制度の現状と今後の動向について

Slide 2 目次	4
1. 現状の仮想通貨制度	6
1-1. 2016年資金決済法改正	6
Slide 4 資金決済に関する法律(資金決済法)改正までの経緯	6
Slide 5 仮想通貨に関する資金決済法の改正内容	8
Slide 6 仮想通貨に関する資金決済法の改正内容 ①「仮想通貨」に関する定義規定の制定(2条5項)	8
Slide 7 仮想通貨に関する資金決済法の改正内容 ①「仮想通貨」に関する定義規定の制定(2条5項)	10
Slide 8 仮想通貨に関する資金決済法の改正内容 ①「仮想通貨」に関する定義規定の制定(2条5項)	10
Slide 9 仮想通貨に関する資金決済法の改正内容 ②「仮想通貨交換業」の規律	12
Slide 10 仮想通貨に関する資金決済法の改正内容 ②「仮想通貨交換業」の規律	12
Slide 11 仮想通貨に関する資金決済法の改正内容 ②「仮想通貨交換業」の規律	14
Slide 12 仮想通貨の交換等への規制に関する諸外国の動き	14
Slide 13 諸外国との比較	16
Slide 14 諸外国との比較	16
1-2. 犯収法の改正	18
Slide 15 仮想通貨に関する犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)の改正	18
1-3. 仮想通貨交換事業者の登録制度	18
Slide 16 登録申請の手順	18
Slide 17 事前相談	20
Slide 18 事前相談	20
Slide 19 登録申請(63条の3)	22
1-4. 登録申請の状況	22
Slide 20	22

2. 仮想通貨交換業者をめぐる動向	24
2-1. コインチェック事件	24
Slide 22 事案の概要	24
Slide 23 金融庁・関東財務局の対応	26
Slide 24 コインチェック社の対応	26
Slide 25 事件の推移	28
Slide 26 「モザイク」を利用したマーキングによる監視・追跡	28
Slide 27 匿名性通貨を利用した資金洗浄?	30
Slide 28 匿名性通貨	30
Slide 29	32
2-2. 相次ぐ行政処分・みなし登録業者への対応	32
Slide 30 コインチェック事案以降の金融庁の対応	32
Slide 31 登録業者への対応	34
Slide 32 モニタリング結果	34
Slide 33 モニタリング結果	36
Slide 34 みなし業者の実態(処分内容の抜粋)	36
Slide 35 みなし業者の実態(処分内容の抜粋)	38
Slide 36 登録業者の実態(処分内容の抜粋)	38
Slide 37 登録業者の実態(処分内容の抜粋)	38
Slide 38	40
3. 仮想通貨制度の今後	42
3-1. 仮想通貨交換業等に関する研究会	42
Slide 40 「仮想通貨交換業等に関する研究会」の設置について	42
Slide 41 「仮想通貨交換業等に関する研究会」メンバー等名簿	44
Slide 42 現在までに4回開催	44
Slide 43 注目される議論～仮想通貨一般について	46
Slide 44 注目される議論～仮想通貨交換業制度について①	46
Slide 45 注目される議論～仮想通貨交換業制度について②	48
Slide 46 注目される議論～ICOについて①	48

Slide 47	注目される発言・議論～ICO について②	50
Slide 48	【参考】 前払式支払手段の発行に関する規制（資金決済法に基づく届出／登録）	50
Slide 49	注目される発言・議論～ICO について③	52
Slide 50	注目される発言・議論～ICO について④	52
Slide 51	仮想通貨交換業者制度の方向性①	54
Slide 52	仮想通貨交換業者制度の方向性②	54
Slide 53	仮想通貨取引に関する規制の強化～ICO	56
Slide 54	仮想通貨取引に関する規制の強化～信用取引	56
Slide 55	銀行によるデジタル通貨－決済手段としての仮想通貨ないし関連技術	58
Slide 56	金融機関等と仮想通貨交換業者との連携の深化の可能性	58
Slide 57		60
◆	質疑応答	62

○金澤

ただいまご紹介いただきました中央総合法律事務所の金澤と申します。

きょうは、2時間というお時間をいただいております、お手元の資料に沿ってお話を進めさせていただければと思います。

「仮想通貨制度の現状と今後の動向について」ということですが、われわれは法律家ということもありまして、規制とか法律の内容がちょっと多いところもあるかもしれませんが、最後の部分で、現状の仮想通貨制度について今後どうしていくべきなのかという議論も踏まえて、ご紹介をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

Slide 2 目次

目次をごらんいただきますと、最初は、「現状の仮想通貨制度」ということで、今、どういう制度になっているのかにつきまして、基礎的な知識としてご紹介したいと思います。

そのうえで、昨今の、行政処分が相次いだという状況もございますけれども、「仮想通貨交換業者をめぐる動向」ということでございまして、最後には、金融庁で行われた研究会の内容も踏まえて、今後どういった議論が展開されていくのかということ、当然私見も交えるわけですが、お話をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

では、最初は、江藤弁護士から話を始めさせていただきます。

○江藤

弁護士法人中央総合法律事務所の弁護士の江藤と申します。

きょうはどうぞよろしくお願いたします。

まずはじめに、私から、約30分程度、現在の日本における仮想通貨というものに対する法規制がどうなっているのか。法規制ができるまでの簡単な経緯と現状についてご報告をさせていただきます。



CHUO SOGO LAW OFFICE P.C.

弁護士法人 中央総合法律事務所

2018年8月 金融マーケティング研究会

仮想通貨制度の現状と 今後の動向について

弁護士法人中央総合法律事務所

パートナー弁護士(日本・NY)

弁護士

弁護士

金澤浩志

高橋瑛輝

江藤寿美怜



目次

1. 現状の仮想通貨制度
 - 1-1. 2016年資金決済法改正
 - 1-2. 犯収法の改正
 - 1-3. 仮想通貨交換事業者の登録制度
 - 1-4. 登録申請の状況
2. 仮想通貨交換業者をめぐる動向
 - 2-1. コインチェック事件
 - 2-2. 相次ぐ行政処分・みなし登録業者への対応
3. 仮想通貨制度の今後
 - 3-1. 仮想通貨交換業等に関する研究会
 - 3-2. 今後の方向性

1. 現状の仮想通貨制度

まず、現状の仮想通貨制度についてご説明をさせていただきます。

1-1. 2016年資金決済法改正

Slide 4 資金決済に関する法律(資金決済法)改正までの経緯

まず、資金決済法というものが改正されましたけれども、その資金決済法が改正されるまでの経緯について簡単にまとめさせていただきます。

何と申し上げても、やはりこの法規制というものを仮想通貨に及ぼそうということのきっかけになったのは、2014年2月のマウントゴックス社の破綻にあります。

マウントゴックス社は、皆さんご存じのビットコインというものを扱っている会社ですけれども、そこが結局破綻をしました。マウントゴックス社は、2月28日に民事再生法の申立をしましたが、このときの申立の内容では、顧客保有のビットコインが75万ビットコイン、それからマウントゴックス社自社のビットコインとして10万ビットコイン、これらを合わせて円にするとだいたい470億円程度と計算されておりますが、このビットコインが消失したとされています。さらに顧客の預かり金も28億円程度消失したということで、かなり被害が高額な案件であったことがわかります。

このマウントゴックス社の破綻を受けて、このまま仮想通貨というものを放置しておくわけにもいかないということで、どういう規制を及ぼしていったらいいのかということの検討がかなり進むということになりました。

2014年、同じ年の9月には、自主規制団体のJADA——今は名前が変わってJBAとなっておりますけれども、この自主規制団体というものが設立されるに至りました。自主規制団体が設立された背景としては、同じ年の6月に自民党のIT戦略特命委員会資金決済小委員会の中間報告というものが出されまして、この中で仮想通貨についても触れられていた、という事情がございます。

中間報告では、仮想通貨については、仮想通貨というものがそもそも何なんだというところから検討し、「価値記録」という言葉で表現しております。そのうえで、当時、ばらばらで何の団体もなかった仮想通貨業界に対して、業界団体を設立するという提言が

なされました。6月のこの提言を受けて、JADAが設立されるに至ったということになります。

そして翌年、2015年6月26日には、「仮想通貨に関するFATFガイダンスの公表」ということがございました。

FATFは、マネーロンダリングに関する金融活動作業部会という組織ですけれども、仮想通貨というものが、銀行取引と違って、誰が、いつ、誰に、いくら送金したのかということをしちゃんと管理されていないのではないか。そうすると、例えばマネーロンダリングをしたいというときに使われてしまう。テロ組織がよく使ってしまうというようなことですね。そういったことについて、従前から危機感というものがありました。そのような危機感を反映して、このFATFのガイダンスでは、マネロン・テロ資金対策の一環として、仮想通貨の交換所に登録または免許制を課すということで、どういった機関が、交換所として仮想通貨の取引をやっているのかということ、まず登録や免許制を取ることで明らかにしていきましょう。さらに、その交換所に対しては、顧客の本人確認や疑わしい取引の届け出、記録保存の義務等、いわゆる銀行で行われているような規制を課していこう、という方針が示されたわけです。

国内では、同じ年の12月22日に、「金融審議会が決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」の報告が公表されました。

ここでも、同じような内容にはなりますけれども、交換所について登録制を導入しましょう。そのうえでマネロン・テロ資金供与規制の対象に仮想通貨を追加しますということとともに、仮想通貨の利用者の保護のための規制の導入というものも提言されるに至りました。

この資金決済法の改正というのは結構押せ押せでやったのですけれども、というのも、翌年の5月26・27日にG7の伊勢志摩サミットが控えていたので、これにあわせて、国内での議論がかなり急ピッチで進められたというふうに考えられております。

1. 現状の仮想通貨制度

1-1. 2016年資金決済法改正

○ 資金決済に関する法律(資金決済法)改正までの経緯

年月日	内容
2014年2月	マウントゴックス社の破綻
2014年9月	自主規制団体JADA(現JBA)の設立 * 背景には6月の自民党IT戦略特命委員会資金決済小委員会中間報告 * 10月には、届出、顧客保護等について定めたガイドラインを策定し公表
2015年6月26日	仮想通貨に関するFATFガイダンスの公表 * マネロン・テロ資金対策の一環として、交換所に登録または免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等の適用が焦点
2015年12月22日	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告の公表 * 交換所について登録制を導入しマネロン・テロ 資金供与規制の対象に追加するとともに、利用者保護のための規制の導入を提言
2016年3月4日	資金決済法改正案の閣議決定
2016年5月25日	改正資金決済法の成立
2016年5月26・27日	G7伊勢志摩サミット * 「テロ及び暴力的過激主義対策に関する G7 行動計画」において、テロ資金対策としてFATF 強化への支持が明記
2017年4月1日	改正資金決済法の施行

Slide 5 仮想通貨に関する資金決済法の改正 内容

仮想通貨に関する資金決済法の改正内容ですけれども、その改正のポイントは大きく2つございます。

1つ目が、まず仮想通貨というものが何なんだという定義規定を制定したということにあります。そして2つ目は、先ほど申し上げた、この仮想通貨の交換を行う仮想通貨交換業というところに対しての規律を制定しました。この2点が資金決済法の改正のポイントになっております。

Slide 6 仮想通貨に関する資金決済法の改正 内容 ①「仮想通貨」に関する定義規定の制定 (2条5項)

まず1点目からご説明をさせていただきます。

仮想通貨に関する定義ですけれども、改正された資金決済法の2条5項に、新たに、仮想通貨とはこういうものだという定義規定が設けられました。

そこでは、「この法律において『仮想通貨』とは、次に掲げるものをいう」ということで、1号、2号とありますけれども、1号目には、「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの対価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値」という記載があります。

さらに2号目には、「不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値」ということで、仮想通貨を定義するに至りました。